

## ①手当の名称が変わります

見直し後	現行制度
在宅障がい者福祉手当	重度心身障がい者手当、心身障がい児手当

## ②支給対象者を拡大します

見直し後	現行制度
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳 1～6級</li> <li>知能指数75以下又はそれと同等（療育手帳A,B）</li> <li>精神障害者保健福祉手帳 1～3級</li> </ul> <p><b>※全ての障害者手帳所持者が手当の対象となります</b>                      ※対象者若しくは扶養義務者等の所得が一定の額を超える場合は支給されません                      ※当該年度の8月1日時点で上記手帳の交付を受け、逗子市内に住民票があり、施設に3か月以上入所していないことが支給要件となります</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳 1～3級</li> <li>知能指数35以下（療育手帳A）</li> <li>精神障害者保健福祉手帳 1～2級</li> </ul> <p>※対象者若しくは扶養義務者等の所得が一定の額を超える場合は支給されません                      ※施設等に入所している方は対象外となります</p>

## ③令和4年4月以降に65歳以上で初めて手帳の交付を受けた方は手当の対象外とします

## ④手当の支給月が変わります

見直し後	現行制度
1月（年1回払い）	3, 6, 9, 12月（四半期ごと年4回払い）



## ⑤手当の金額が変わります

見直し後		現行制度	
手帳・等級	手当額（年間）	手帳・等級	手当額（年間）
身体障害者手帳 1～2級	60,000円	身体障害者手帳 1～2級	72,000円（月額6,000円）
身体障害者手帳 3級	50,000円	身体障害者手帳 3級	60,000円（月額5,000円） ※20歳未満は72,000円
身体障害者手帳 4～6級	15,000円		
療育手帳A判定	60,000円	療育手帳A判定	72,000円（月額6,000円）
療育手帳B判定	15,000円		
精神障害者保健福祉手帳 1級	40,000円	精神障害者保健福祉手帳 1級	48,000円（月額4,000円）
精神障害者保健福祉手帳 2級	30,000円	精神障害者保健福祉手帳 2級	36,000円（月額3,000円） ※20歳未満は48,000円
精神障害者保健福祉手帳 3級	15,000円		

⑥血液透析中で、身体障害者手帳の障害名に腎臓機能障害の記載のある方については、上記見直し後の金額に加え年間12,000円を加算します